

相続の心配事を解決します



生前の

# 「相続対策」をいたします。 発生前のご相談



## 生前の相続対策

生前の相続対策は3つあります。

- 資産の評価減対策  
(相続税の課税財産を合法的に減らすこと)
- 分散対策(特に不動産などの相続財産が兄弟などに分散されないようにすること)
- 納税資金対策(相続税を納められるように資金を事前に準備しておくこと)



当社代表取締役  
江幡吉昭 近著

これらの対策を取るためのご相談を承ります。

### 事例

東京都在住Bさん(80歳女性) → 2022年7月 弊社に遺言作成のご相談 → 2022年7月 面談と必要書類の提出  
→ 2022年8月 遺言案の提示 → 2022年8月 公証役場で公正証書遺言を作成 → 作成料をお支払い頂き全て終了

## 遺言作成

生前、遺言を作成されている人は統計上はちょうど10%となっています。遺言がないと相続争いが起きやすくなります。相続発生後、故人の不動産や銀行口座の名義変更で遺言がない場合は「遺産分割協議書を遺族間で作成する」必要があります。その遺産分割協議時に兄弟がもめだすのです。一度もめだと遺産分割ができず、銀行預金が全額引き出せない等の問題が起きます。それを避けるために生前に遺言を準備しておけばスムーズな名義変更が可能となり、遺産分割でもめることをかなりの確率で避けることができるのです。遺された子供たちがもめないためにも事前に遺言を準備することをお手伝いします。公正証書遺言は銀行や弁護士に依頼すると30万円~100万円(公証人報酬は別途必要)かかります。弊社では銀行の半額程度である、18万円(税別、公証人報酬は別途)で遺言作成を承ります。

## 相続生前対策

納税資金対策、分散対策に関しては事前準備が9割です。なかなか自分が亡くなった後のこととは考えづらいですが、大切な配偶者・子供たちのためにも十分な事前対策をご検討すべきです。弊社では成功報酬をベースに上記3つの対策を承ります。相続の生前対策には生命保険や不動産で対策を取ることも多いですが、それだけではなく、信託(家族信託)をはじめとする様々なスキームを組成することで大幅な効果を生み出すことが可能です。日本全国様々な資産背景の方の生前対策を実施してきた豊富な経験によりエッジの効いたご提案が可能です。

遺言・遺産相続の総合情報ポータルサイト

遺言相続.com



ポータルサイト 遺言相続.com では、相続・終活に関する知識・情報を広くお伝えしています。

<https://egonsouzoku.com/>

# 相続ならお任せください



代表取締役  
江幡 吉昭  
(FP技能士・宅地建物取引士)

法政大学卒業後、住友生命保険、  
英スタンダードチャータード銀行を  
経て、現職



取締役  
油良 俊寛  
(税理士・公認会計士)  
神戸大学卒業後、監査法人トーマツ等を経て現職、アステルフォース税理士事務所 代表



坂元 英峰(弁護士)  
京都大学卒業、弁護士法人マーキュリー・ジェネラル代表弁護士



取締役  
貞方 大輔 (FP技能士)  
立命館大学卒業後、大手生保を  
経て、現職



佐久間 寛(司法書士)  
中央大学法学部卒業後、都内司法  
書士事務所勤務を経て、ライトアド  
バイザーズ司法書士事務所開設



中郡 里奈(税理士)  
東京学芸大学卒業、国税局(関東  
信越国税局)にて税務調査を担  
当、現PwC税理士法人を経て現職

生前対策の  
ご相談の流れ

## 1 ご面談

(全国対応可)

## 2 資料のご提出

(固定資産税納税通知書や  
決算書、確定申告書等)

## 3 ご提案

(生前対策のスキームの提示  
や効果、報酬などを提案)

## 4 ご契約

## 5 生前対策の実施

1~5まで最短1ヶ月程度を  
要します。

## 準備しておくとよい6つの契約

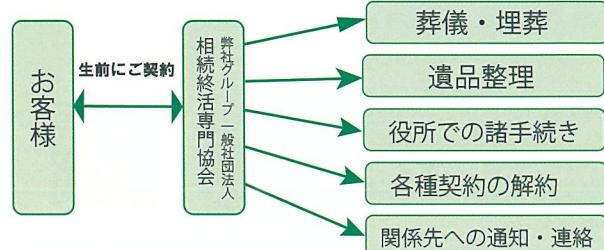
①	公正証書遺言	安全確実な遺言方法で最終意思を家族に残す
②	死後事務委任契約	死後の手続き（遺体の引き取り、葬儀、納骨、遺品整理、役所の手続きなど）を親族でなく第三者に委任
③	家族信託	判断力が低下したときの財産管理権限を家族に与える
④	見守り契約	判断力の低下や孤独死などに気付いてもらいたい場合の定期的な連絡や面談による見守り
⑤	任意代理契約(財産管理等委任契約)	判断力はあるが、身体が不自由になってしまったときなどの財産管理や見守り
⑥	任意後見契約	判断力が低下したときの財産管理や身上監護（生活・医療・介護などに関する契約や手続き）

## 遺言の報酬例

■報酬体系(公証人報酬は別途必要) ※死後認知等、イレギュラーなケースでは困難事由加算有

公正証書遺言を作成する人	初期費用(税別)	遺言執行費用 (相続財産の価額×料率)	備考
自分で作る	0円	0円	揉めた場合、多大な精神的負担、一つ一つ調べながらやる必要あり
銀行/弁護士	30~100万円	1.5% 前後	費用は一番高い
相続終活専門協会	18万円	0.8% ~ 最低 110万円	着手金5万円(遺言の再作成は6万円~)

## 死後事務委任契約も行います



亡くなった後の葬儀・埋葬手配、各種契約の解約など、死後の諸手続きを弊社が行います。(別途費用)

❖ 遺言 + 動画で故人の想いを確実に残せます。

遺言単体は18万円(税別)、動画撮影単体は20万円(税別)のところ、  
遺言+動画撮影で30万円(税別)  
遺言単体では、内容は「財産の配分」がメインとなります。  
動画では「故人の想い」を伝えることが出来る反面、法的拘束力はありません。そこで、遺言+動画撮影となるわけです。  
プロ用の機材で故人の想いを動画に残し、DVDにしてお渡しします。

## 相続生前対策 効果額の10~20%(税別)

遺言相続専用ダイヤル

まずはお気軽にご相談ください。

0120-131-554

受付時間 平日 9時~17時

お問い合わせ窓口 全国対応いたします。

株式会社アレース・ファミリーオフィス  
本社 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1  
ニューオータニ・ガーデンタワー7F